

## 院内集会「韓国大法院判決の意義と強制動員問題解決の道」

### 基 調 報 告

強制動員問題解決と過去清算のための共同行動事務局

#### 1 2012年5月24日の韓国大法院判決

- 日本の訴訟で請求棄却一敗訴の判決を受け続けた強制動員被害者は韓国で新たな訴訟を提起（2000.5.1 三菱重工広島、2005.2.28 新日鉄）
- 日本の司法判断を事実上追認し（既判力）、被害者原告の請求を退けた韓国司法（一・二審判決では請求棄却）
- しかし、2012年5月24日韓国大法院は一・二審判決を破棄・差戻す判決一画期的であり強制動員被害者にとって「希望の判決」（背景に、「慰安婦」被害者、原爆被爆者の憲法訴願で、2011年8月、憲法裁判所が原告の訴えを認め、韓国政府の不作为を違憲とする判断）
- その大法院判決の論理は一
  - ① 朝鮮植民地支配を合法とし、国家総動員法の適用を適法とする日本の判決は韓国憲法の根本理念に反する
  - ② 時効援用は信義則違反である
  - ③ 日韓請求権協定は植民地支配と直結した反人道的犯罪行為には適用されない
- この判決に基づき行われた差戻審（ソウル、釜山高等法院）で被害者原告はいずれも勝訴→2018年10月30日、11月29日の大法院判決へと連なった

#### 2 「凍結」され、強制動員問題解決に活かされない大法院判決

- 5.24判決から10年、10.30判決からでも3年半が経過一損害賠償の支払いを命じられた日本企業は判決を履行せず。その間に幾人かの原告は賠償も謝罪も受けることなく死去
- 日本企業が判決を履行しない理由は一
  - ① 大法院判決は「国際法違反」(?)
  - ② （強制動員問題は）1965年の日韓請求権協定で解決済み
- ↓
- 被害者にとって「希望」であった大法院判決が今や色あせつつある

#### 3 強制動員問題は1965年に解決されたのか？

- 1965年日韓国交正常化に伴って結ばれた日韓基本条約・請求権協定は、その条文で植民地支配について全く言及せず、植民地支配の被害者への謝罪もなかった
- 請求権協定は、そもそもサンフランシスコ平和条約第4条に基づき、日本から分離独立した朝鮮との間の財産、請求権を処理するための特別取極→植民地支配下の人権侵害等については扱っておらず、強制動員問題が解決されたとは言えない
- 日本が植民地支配について反省、謝罪を正式に表明したのは1965年から30年後に出した村山総理談話一

「(わが国は) 植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多

大の損害と苦痛を与えました。(中略) 疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明

- ・ さらに3年後の1998年には、小渕恵三、金大中会談で「日韓パートナーシップ宣言」－  
「小渕総理大臣は、今世紀の日韓両国関係を回顧し、我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた」
- ・ 日韓パートナーシップ宣言は、さらに「過去の不幸な歴史を乗り越えて和解と善隣友好協力に基づいた未来志向的な関係を発展させるためにお互いに努力する」ことを約束しあった→他方、1965年の請求権協定で「(請求権問題は)完全かつ最終的に解決」との立場も維持

↓

1965年条約・協定の「限界」を克服する努力が重ねられたが、植民地支配責任を認め、被害者に真摯に向き合う取り組みは不十分なままに

#### 4 強制動員犠牲者が存命のうちに解決する道を

- ・ 2018年の大法院判決に対し安倍、菅政権は、「1965年史観」に異常に固執し、反韓キャンペーンを展開－日韓の“失われた10年”
- ・ しかし今、世界では「脱植民地主義」の動きが進行－  
仏マクロン大統領－「植民地支配はフランス史の一部であり、人道に対する罪だった」(2017年)  
英－ケニア(マウマウ団の独立運動弾圧)、蘭－インドネシア(南スラウェシ住民虐殺)、独－ナミビア(ジェノサイド)－いずれも旧宗主国が植民地支配下でおかした犯罪を認め、謝罪、賠償
- ・ 日本も1995年、98年で打ち出した日韓関係を新しい「ステージ」に“引き上げていく”政策に立ち戻り、過去の清算を図るとき
- ・ それは可能！何故なら、1965年の請求権協定で全て「解決済み」となっていないことは日本政府じしん(＋一部の企業)も理解し、植民地支配の被害者の訴えに対応してきた経過があるから－  
※サハリン残留者－里帰り/帰還・定着事業支援、原爆被爆者－「人道医療支援基金(40億円)」、  
日本軍「慰安婦」－「アジア女性基金」(「慰労金」支給等)、在日傷痍軍人－特別給付金  
※強制動員問題－3件の訴訟(新日鉄・NKK・不二越)が和解解決  
→「人道的」対応ではあったが、問題解決が可能であることを示している
- ・ 岸田政権、尹錫悦政権のもと日韓両政府は今、「関係改善」を志向－この機会を活かし、強制動員問題解決の道を模索していくべき  
「事の発端は日本による植民地支配にある。歴史問題の解決には被害者である当事者が納得する救済が必要だ。日本政府は被害者の立場に立った対応で政府間の溝を埋めるべきだ」(3.13付「琉球新報」社説)  
「65年の韓国は軍事政権下で、国民は反対できなかった。15年の合意は『被害者が排除された』との不満を残した。尊厳の回復を訴える韓国の人々に届く真の解決に向け、日本は歩み寄るべきだ」(3.13付「信濃毎日新聞」社説)
- ・ 単なる「問題解決」ではなく、被害者が尊厳を回復、納得する解決を追求し、真の和解を図ることが問われている